

2019年1月24日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—工商行政関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第480号）

国家市場監督管理総局、企業登記に関する 申請書類・提出資料の規範を改定 オンライン登記サービスも全面的に推進

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家市場監督管理総局は、2019年1月2日付けで『市場監督管理総局による「企業登記申請書類の規範」「企業登記提出資料の規範」の印刷・公布に関する通達』（国市監注[2019]2号、以下『2号通達』という）を公布しました。『2号通達』では、企業に係る行政制度改革を深化し、企業登記の規範化・利便化を推進するため、現行の『企業登記申請書類の規範』『企業登記提出資料の規範』（以下『申請書類の規範』『提出資料の規範』という）を改定し、2019年3月1日より施行するとしています。

□ 企業に係る行政サービス最適化の継続的な推進

政府は企業登記に係る行政制度の最適化・効率化、市場監督管理体制の健全化を図るため、2013年から深圳市で「三証合一（企業の営業ライセンス、組織機構コード、税務登記証の一元化）」の企業登記制度を試験的に実施しました。その後、全国への段階的な展開をサポート・推進するため、2015年6月23日付けで『国务院弁公庁による「三証合一」登記制度改革推進の加速に関する意見』

【図表】『2号通達』の主な改定事項について

申請書の整理・統合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内資・外資会社の登記（届出）申請書 ✓ 各種の分公司、非法人分支機構、営業単位の登記（届出）申請書 ✓ 会社、非法人企業、パートナーシップ企業、個人独資企業の抹消登記申請書 ✓ 株式質権の設定、変更、抹消、取消登記申請書
提出資料の統合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有限責任会社および株式会社設立の登記に関する提出資料 ✓ 会社の合併・分社に関する提出資料 ✓ 外商投資会社および非法人の外商投資企業に関する提出資料
提出資料の削減	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業の抹消登記における清算チームメンバーの「届出通知書」、清算報告書の確認文書、清算公告の新聞見本刷り等の資料の提出を廃止 ✓ 分公司が閉鎖を命じられ、営業ライセンスを取り消され抹消登記を行う場合の閉鎖命令関連文書もしくは会社の登記機関による営業ライセンス取消決定書の提出を廃止 ✓ 企業グループの登記・分公司設立の届出および外商投資パートナーシップ企業による分支機構の設立・変更・抹消届出等の関連文書・資料に関する規範を削除

（『2号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

(国弁発[2015]50号)を公布しました。これを受け、国家工商総局(現国家市場監督管理総局)等の6部門は当該意見を確実に実行するとして、2015年8月7日付けで『工商総局等の6部門による「国務院弁公庁による「三証合一」登記制度改革推進の加速に関する意見」の貫徹・実行についての通達』(工商企注字[2015]121号)を公布し、内資・外資企業登記に係る申請書の様式、提出資料の要求等をまとめた『申請書類の規範』『提出資料の規範』の統合版を添付資料として同時に公布しました。

今回の『2号通達』では、国務院の関連通達・決定に基づき、企業登記に係る各種申請書様式の整理・統合、提出資料の削減を行い、『申請書類の規範』『提出資料の規範』の改定版を公布しました(主な改定事項については前頁図表を参照)。また、申請者に便利で利用しやすい企業登記サービスを提供するため、「インターネット+行政サービス」を全面的に推し進め、登記手続の簡素化や、登記内容の最適化・統合、全プロセスにおけるペーパーレス化を実現し、企業行政コストの引き下げを図るとしています。

*

『2号通達』ではその施行後、市場監督管理総局の関連文書、規定が本通達と一致しない場合、本通達を基準とすると定めています。

『2号通達』および『申請書類の規範』『提出資料の規範』の詳細については、以下のリンクから中国語原文をご参照ください。なお、本件の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の市場監督管理部門等にお問い合わせください。

[市场监管总局关于印发《企业登记申请文书规范》《企业登记提交材料规范》的通知 国市监注\[2019\]2号](http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201901/t20190107_279801.html)
http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201901/t20190107_279801.html

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。